

# 舟見の杜2014 料金表

令和6年4月～

基本単位 (1日・1単位10円)					
介護度別単位	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	682単位	753単位	828単位	901単位	971単位

※ 新規入居については、原則要介護3以上の方が対象となります。

各種加算 (全体)	
看護体制加算 (I) イ	12単位/1日
個別機能訓練加算 (I)	12単位/1日
サービス提供体制強化加算 (I)	22単位/1日
科学的介護促進体制加算 (II)	50単位/1月
協力医療機関連携加算 (I)	100単位/1月
高齢者施設等感染対策向上加算 (I)	10単位/1月
高齢者施設等感染対策向上加算 (II)	5単位/1月
生産性向上推進体制加算 (I)	100単位/1月
① 介護職員処遇改善加算 (I)	介護サービス費 (基本単位 + 算定した加算) × 8.3%
② 介護職員等特定処遇改善加算 (I)	介護サービス費 (基本単位 + 算定した加算) × 2.7%
③ 介護職員等ベースアップ等支援加算	介護サービス費 (基本単位 + 算定した加算) × 1.6%

※ 上記①②③については、令和6年6月より一本化となり、新たな介護職員処遇改善加算となります

新 介護職員処遇改善加算	介護サービス費 (基本単位 + 算定した加算) × 14.0%
--------------	---------------------------------

各種加算 (個別)	
外泊時費用	246単位/1日
療養食加算	6単位/1回
初期加算 (入居日から30日以内の期間。30日を超える入院後の再入居)	30単位/1日
安全対策体制加算 (入居日初回限り)	20単位
退所時情報提供加算	250単位/1回
退所時栄養情報連携加算	70単位/1回
新興感染症等施設療養費 (5日を限度)	240単位/1日

食費・居住費				
	年金収入など	預貯金など	食費 (1日)	居住費 (1日)
第1段階	○生活保護受給者 ○住民税非課税世帯で、老齢福祉年金受給者	1,000万円以下 (夫婦は2,000万円以下)	300円	820円
第2段階	○住民税非課税世帯で、本人の前年の課税対象年金収入額 + 合計所得金額 + 非課税年金収入が80万円以下の方	650万円以下 (夫婦は1,650万円以下)	390円	820円
第3段階①	○住民税非課税世帯で、本人の前年の課税対象年金収入額 + 合計所得金額 + 非課税年金収入が80万円を超え120万円以下	550万円以下 (夫婦は1,550万円以下)	650円	1,310円
第3段階②	○住民税非課税世帯で、本人の前年の課税対象年金収入額 + 合計所得額 + 非課税年金収入が120万円を超える方	500万円以下 (夫婦は1,500万円以下)	1,360円	1,310円
第4段階	○上記以外の方		1,445円	2,006円

※ 認定を受けるには、市区町村への申請が毎年必要となります

## 利用料金目安

1か月30日で計算

1割負担	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第1段階	※ 生活保護であっても一部自己負担金が生じる場合があります				
第2段階	61,190	63,589	66,122	68,588	70,953
第3段階①	83,690	86,089	88,622	91,088	93,453
第3段階②	104,990	107,389	109,922	112,388	114,753
第4段階	128,420	130,819	133,352	135,818	138,183

※上記の金額は、あくまでも目安の金額となっております。

※個別の加算分は含まれておりません。

1か月30日で計算

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
2割負担	153,310	158,107	163,174	168,106	172,835
3割負担	178,201	185,396	192,996	200,394	207,488

※65歳以上単身の方は「年金収入＋ほかの所得額」の合計が年間280万円以上で2割、340万円以上で3割負担です。

※夫婦の場合は「年金収入＋ほかの所得額」の合計が年間346万円以上で2割、463万円以上で3割負担です。

※年金収入には、遺族年金と障がい者年金は含まれます。

## その他費用

※通常の献立以外の食事等に係る費用（ご利用者の身体状況を考慮し、主治医の確認をとらせていただきます）

※医療費及び薬代。理美容代。レクリエーションに係る費用。日常生活費（但し、おむつ代のご負担はありません）

## 高額介護サービス費

※1か月に支払う利用者負担額（介護サービス費）が上限額を超えた場合、超えた額が申請により戻ります。

なお、下表の負担段階によって上限額は異なります。

負担段階	負担区分条件	上限額（月額）
第1段階	生活保護を受けている人等	15,000円
第2段階	本人及び世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人及び老齢福祉年金を受けている人	15,000円（個人） 24,600円（世帯）
第3段階	本人及び世帯全員が市民税非課税で、第1段階、2段階以外の人	24,600円
第4段階	市民税課税世帯で、世帯に年収約770万円以上（課税所得380万円）の第1号被保険者がいない人	44,400円
第4段階	市民税課税世帯で、世帯に年収約770万円以上1,160万円未満（課税所得380万円以上690万円未満）の第1号被保険者がいる人	93,000円
第4段階	市民税課税世帯で、世帯に年収約1,160万円以上（課税所得690万円以上）の第1号被保険者がいる人	140,100円

※介護サービス費の目安（1か月30日計算）

要介護2	27,289 円	要介護3	29,822 円	要介護4	32,288 円	要介護5	34,653 円
------	----------	------	----------	------	----------	------	----------